

奈良県発注工事における「単品スライド条項」の適用について

最近の鋼材類及び燃料油が高騰している状況を踏まえ、奈良県発注の建設工事に関して建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）を、本県においても適用することとしました。

1. 対象材料 「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油など）
2. 発注者の負担 対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額
3. 対象工事 施工中の工事及び今後発注する工事
但し、部分払いの対象となった出来形部分等については対象外
4. 適用日 平成20年6月23日

なお、単品スライド条項の運用のための基準は、今後、策定します。

【参考】「単品スライド」とは

工事請負契約書第25条5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置。